

虚偽による住民異動及び住民票の写し請求事件

○新聞報道で確認されたものは主に以下のとおり。

1	平成 15 年 3 月、路上生活者の戸籍情報をブローカーから買取り、路上生活者になりすまして転出・転入。その後転入地で住民票、国民健康保険証等を取得。さらに商社役員に依頼して商社が発行する偽の源泉徴収票や在籍証明書を利用して、この路上生活者が商社幹部で年収 800 万との架空の経歴を作り上げた。また源泉徴収票を元に役所から課税証明書も入手した。 これらを利用して不動産を購入したように装い、住宅ローンの融資金を詐取した。 (平成 17 年 9 月 14 日 報道)
2	平成 16 年 1 月、路上生活者から氏名・住所・本籍地・生年月日を聞き取り、その者になりすまして転出・転入。その後転入地で国民健康保険証等を取得。さらにこの保険証や偽造した所得税青色申告決算用紙などを使い、架空の事業を営んでいるように装って、銀行から融資金を詐取した。 (平成 17 年 10 月 1 日 報道)
3	平成 16 年 6 月、被害者の名前に書き換えた病院の診察券を使用し、他人になりすまして転出・転入。転入地で国民健康保険証を詐取し、これを身分証明として消費者金融から多額の借入れをした。 (平成 17 年 3 月 12 日 報道)
4	平成 16 年 11 月、破産宣告を受けた容疑者が別人になりすまして新たに仕事をするために、ヤミ金融業者から無職の者の転出証明書を購入し、その者になりすまして転入届を提出。その後、住基カードの交付を受け、消費者金融から融資金を詐取し、銀行口座を開設した。 (平成 17 年 6 月 23 日 報道)
5	平成 17 年 5 月、他人になりすまして政令市の区の間を転居・転入し、国民健康保険証を取得し、印鑑登録を行う。その後住基カードの交付も受けた。 (平成 17 年 10 月 8 日 報道)
6	平成 17 年 6 月、駐車中の車から健康保険証や運転免許証を盗み、その名義人になりすまして転出・転入。その後住基カードの交付を受けて携帯電話契約をして詐取しようとした。 (平成 17 年 8 月 5 日 報道)
7	平成 17 年 11 月、拾った保険証の持ち主になりすまして郵送請求によって転出証明書を取得し、偽装転入。その後就労の年齢を偽る目的で、住基カードの交付を受けた。 (平成 18 年 7 月 28 日 報道)

8	平成 18 年 4 月、路上生活者の健康保険証を借用し、代理人と偽って委任状を作成の上、転出を届け出た。さらに本人になりすまして転入を届け出た。その後住基カードの交付を受けた。住基カードはクレジットカードの作成や高級外車の購入、さらに携帯電話やマンションの契約にも使用された。住基カード発行の際には住所地に照会文書を送付するが、本件では照会文書を受領するためにアパートを借りるなどして、偽の住所地を設定した。 (平成 18 年 10 月 20 日 報道)
9	平成 18 年 7 月、消費者金融から融資を受けるために他人になりすまし、被害者の名前を届出書に書くなどして転出・転入、国民健康保険証を取得。子供の検診案内が市から送付されないことを不審に思った被害者が市に問い合わせるまで発覚しなかった。 (平成 18 年 9 月 21 日 報道)
10	平成 18 年 10 月、消費者金融から融資を受けるため、自分の小型船舶操縦免許証に他人の名前を記入してなりすまし、その者が住民票の写しの交付請求を委任されたとする委任状を作成して第三者の住民票の写しの交付を受けた。容疑者は同じ手口で犯行を重ねており、被害者が消費者金融から返済を要求されたことが捜査の端緒となった。 (平成 18 年 10 月 28 日 報道)